

## 理容の業を行う場合に講ずべき措置

根拠条文	基準概要
法第9条第1号	皮ふに接する布片及び皮ふに接する器具を清潔に保つこと。
法第9条第2号	皮ふに接する布片を客一人ごとに取り替え、皮ふに接する器具を客一人ごとに消毒すること。
法第9条第3号	その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置
条例第6条	(1) 作業中は、専用の作業衣を着用すること。
	(2) 客1人ごとの作業前には、手指を消毒薬で消毒し、又はせっけんで洗浄すること。
	(3) 出張理容を行う場合にあっては、前2号に掲げるもののほか、次に掲げるところによること。
	ア 作業は、採光、照明及び換気が十分に行われ、かつ、床等が不浸透性材料(コンクリート、タイル等汚水等が浸透しないものをいう。)で築造されている場所又は不浸透性のシート等で覆われている場所で行うこと。
	イ 理容器具その他の理容用資器材は、消毒済のものと使用済のものを区分し、衛生的かつ安全に収納して携行すること。
	ウ 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生資材を携行すること。